

参考 1 - 5 区の計画

(1) 定款事業と区の計画の対応

図表 1 - 15 定款事業と新宿区総合計画の比較表

定 款 事 業	総 合 計 画 (2008-2017)	
	施 策	成果指標
(1) 地域の歴史の記録保存及び普及啓発 (新宿歴史博物館、林芙美子記念館、佐伯祐三アトリエ記念館、新宿ミニ博物館、中村彝アトリエ記念館)	まちづくり編Ⅵ-1-① 文化・歴史の掘り起こし、継承・発展・発信まちづくり	・歴史資源の整備・活用状況 [指標の定義: 区が整備・活用を行う文化・歴史的資源]
	まちづくり編Ⅵ-1-② 区民による新しい文化の創造	・区の伝統文化や文化財への関心度 [指標の定義: 区の伝統文化や文化財への関心の有無や深さ]
(2) 文化芸術の振興と地域の文化活動を通じた豊かな心の育成 (新宿文化センター)	まちづくり編Ⅳ-1-③ 文化芸術創造の基盤の充実	・文化芸術活動の状況 [指標の定義: 文化芸術の鑑賞や創作、表現活動など、文化芸術に触れる機会がある区民の割合]
(3) スポーツの振興と地域のスポーツ活動を通じた健全な心身の育成 (区民健康マラソン・新宿シティハーフマラソン、レガスポ、プール、その他スポーツ事業)	まちづくり編Ⅱ-4-① 生涯にわたり学習・スポーツ活動などを楽しむ環境の充実	・学習・スポーツ活動の実施状況 [指標の定義: 学習・スポーツ活動を継続的に行っている区民の割合]
(4) 次代を担う児童や青少年の育成 (放課後子どもひろば、学校施設解放、地域スポーツ文化協議会、レガス子どもクラブ、その他子ども事業)	まちづくり編Ⅱ-2-① 地域において子どもが育つ場の整備・充実	・子育て支援に関する地域活動状況 [指標の定義: 子育て支援に関する活動に参加している人や参加意欲を持っている人の割合]
(5) 国際相互理解の促進 (多文化共生プラザ、多文化共生事業 (講座・イベント)、日本語学習、ボランティア、新宿区外国語 HP)	まちづくり編Ⅵ-3-③ 平和都市の推進 まちづくり編Ⅵ-3-④ 多文化共生のまちづくりの推進	・しんじゅく多文化共生プラザを拠点とした外国人と日本人の交流の促進 [指標の定義: しんじゅく多文化共生プラザの月平均の利用者数]

定 款 事 業	総 合 計 画 (2008-2017)	
	施 策	成果指標
(6) 地域の魅力の内外への発信 (オーダーメイドのまち歩き、観光マップ、体験型観光プログラム、イベント情報)	まちづくり編Ⅵ -3- ① 新しい文化と観光・産業の創造・連携・発信	・観光マップ利用者数 [指標の定義：観光マップの年間利用者数]
(7) 地域社会の健全な発展の促進 (イベント情報、区民プロデュース事業、消費者講座、ライフアップ講座等)	まちづくり編Ⅱ -4- ① 生涯にわたり学習・スポーツ活動などを楽しむ環境の充実【再掲】	・学習・スポーツ活動の実施状況 [指標の定義：学習・スポーツ活動を継続的に行っている区民の割合] 【再掲】
(8) 新宿区から受託する施設の管理運営に関する事業	区政運営編Ⅱ -1- ① 多様な主体による公共サービスの提供 区政運営編Ⅱ -2- ② 各地区の施設活用	・指定管理者制度へ移行した施設におけるサービスの向上と維持管理経費の節減度 [指標の定義：指定管理者制度へ移行した施設において、利用者がサービスの向上を感じる割合が増えるとともに、維持管理経費が節減できていることを把握する] ・集会室機能の稼働率 [指標の定義：地域内の集会室機能をもった施設の稼働率 利用された区分数/延区分数]

参考 1 - 6 指定管理

(1) 指定管理者制度への幅広い主体の参画

図表 1 - 16 指定管理者の公募の割合

	調査年度	公 募						非公募	その他	合計	
		外部中心の合議体		職員中心の合議体		その他					小計
都道府県	H18	2,218	61.2%	812	22.4%	595	16.4%	3,625	3,353	105	7,083
								51.2%	47.3%	1.5%	100%
都道府県	H21	3,057	76.8%	404	10.1%	521	13.1%	3,982	2,801	99	6,882
								57.9%	40.7%	1.4%	100%
指定都市	H18	1,838	68.0%	625	23.1%	241	8.9%	2,704	2,270	566	5,540
								48.8%	41.0%	10.2%	100%
指定都市	H21	2,268	64.2%	1,102	31.2%	162	4.6%	3,532	2,248	547	6,327
								55.8%	35.5%	8.6%	100%
区市町村	H18	3,192	27.6%	6,811	58.8%	1,581	13.6%	11,584	32,286	5,072	48,942
								23.7%	66.0%	10.4%	100%
区市町村	H21	7,141	34.9%	11,215	54.8%	2,122	10.4%	20,478	31,535	4,800	56,813
								36.0%	55.5%	8.4%	100%
合計	H18	7,248	40.5%	8,248	46.0%	2,417	13.5%	17,913	37,909	5,743	61,565
								29.1%	61.6%	9.3%	100%
合計	H21	12,466	44.5%	12,721	45.4%	2,805	100%	27,992	36,584	5,446	70,022
								40.0%	52.2%	7.8%	100%

資料：総務省「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査」

図表 1 - 17 指定管理者の構成

	調査年度	株式会社	財団法人等	公共団体	公共的団体	NPO 法人	その他	合計
都道府県	H18	318	5,524	260	474	63	444	7,083
		4.5%	78.0%	3.7%	6.7%	0.9%	6.3%	100.0%
都道府県	H21	771	2,915	310	2,086	154	646	6,882
		11.2%	42.4%	4.5%	30.3%	2.2%	9.4%	100.0%
指定都市	H18	426	2,949	0	1,829	69	267	5,540
		7.7%	53.2%	0.0%	33.0%	1.2%	4.8%	100.0%
指定都市	H21	989	2,655	2	2,106	116	459	6,327
		15.6%	42.0%	0.0%	33.3%	1.8%	7.3%	100.0%
市区長村	H18	6,018	13,791	71	25,415	911	2,736	48,942
		12.3%	28.2%	0.1%	51.9%	1.9%	5.6%	100.0%
市区長村	H21	8,615	13,705	122	25,632	2,041	6,698	56,813
		15.2%	24.1%	0.2%	45.1%	3.6%	11.8%	100.0%
合計	H18	6,762	22,264	331	27,718	1,043	3,447	61,565
		11.0%	36.2%	0.5%	45.0%	1.7%	5.6%	100.0%
合計	H21	10,375	19,275	434	29,824	2,311	7,803	70,022
		14.8%	27.5%	0.6%	42.6%	3.3%	11.1%	100.0%

資料：総務省「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査」

図表 1 - 18 指定管理者の選定方法

3 市区町村

(単位：施設、%)

区 分	1. 公募により候補者を募集、職員以外を中心とした合議体により選定	2. 公募により候補者を募集、職員を中心とした合議体により選定	3 公募により候補者を募集 (1・2 以外)	(小計) 公募により候補者を募集	4. 従前の管理受託者・指定管理者を公募の方法によることなく選定	5. 1 ~ 4 以外の方法により選定	合 計
1. レクリエーション・スポーツ施設	1,994	3,504	636	6,134 (49.7%)	5,121	1,097	12,352 (100.0%)
2. 産業振興施設	504	997	173	1,674 (24.5%)	4,535	629	6,838 (100.0%)
3. 基盤施設	2,716	3,941	701	7,358 (51.3%)	5,775	1,208	14,341 (100.0%)
4. 文教施設	793	1,205	319	2,317 (18.8%)	9,056	979	12,352 (100.0%)
5. 社会福祉施設	1,134	1,568	293	2,995 (27.4%)	7,048	887	10,930 (100.0%)
合 計	7,141	11,215	2,122	20,478 (36.0%)	31,535	4,800	56,813 (100.0%)

資料：総務省「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査」

参考 1 - 7 公益法人制度改革

(1) 公益法人制度改革のポイント

図表1-19 公益法人制度改革のポイント

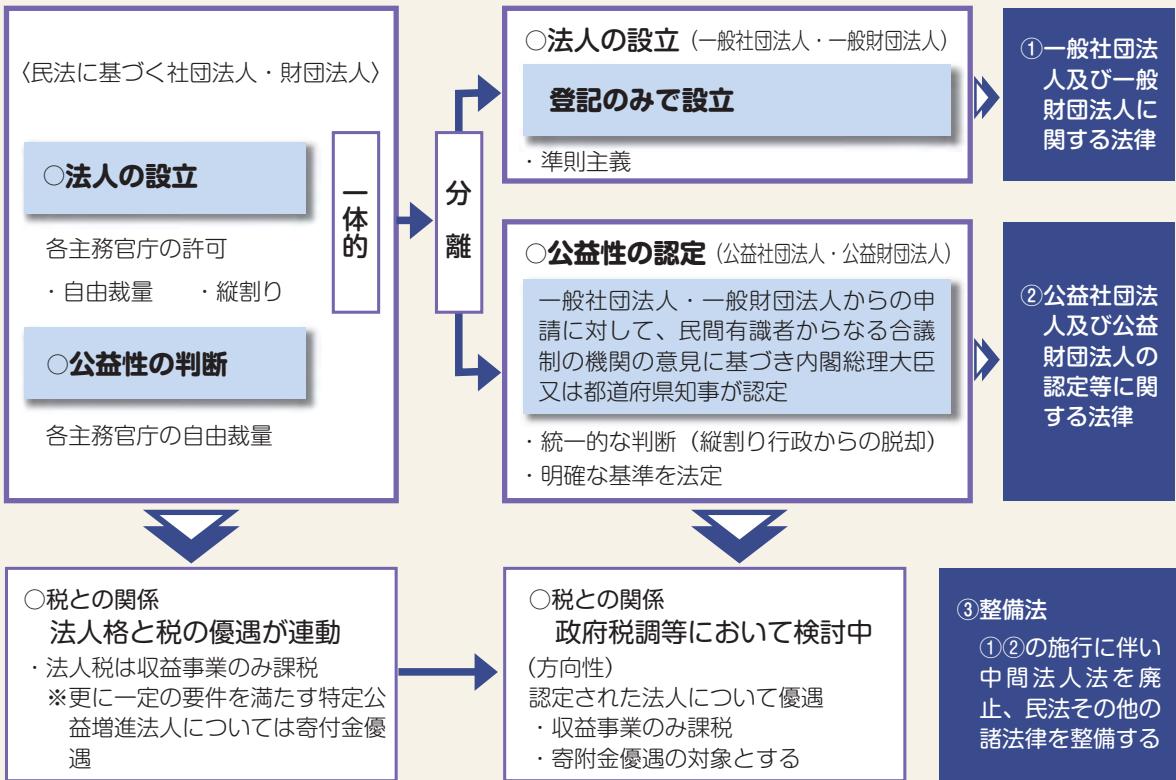
・「民間が担う公益」を我が国の社会・経済システムの中で積極的に位置付け、その活動を促進
 ・公益法人について指摘される諸問題に適切に対処する観点から、制度を抜本的に見直し

(現行公益法人制度)

◎法人設立等の**主務官庁制・許可主義**
 法人の設立と公益性の判断が一体的

(新たな制度)

◎**主務官庁制・許可主義の廃止**
 法人の設立と公益性の判断を分離



◎施行は平成20年中 (合議制の機関組織等に関する部分は先行して施行)。
 現行公益法人の移行期間は5年。

資料：内閣官房行政改革推進室ホームページ

策定経過

1 理事会・評議会における審議

開催日	理事会	評議会
平成 24 年		
6 月 15 日	【第 1 回】 財団経営計画の策定について（報告）	
6 月 26 日		【第 1 回】 財団経営計画の策定について（報告）
11 月 15 日	【第 2 回】 財団経営計画の策定進捗状況について （報告）	
12 月 10 日		【第 2 回】 財団経営計画の策定進捗状況について （報告）
平成 25 年		
2 月 14 日	【第 4 回】 財団経営計画の策定について（報告）	
2 月 27 日 ～3 月 8 日	【経営計画（素案）に対する意見の募集】 1. 全財団理事、評議員、監事に計画（素案）を送付 2. 実施期間：平成 25 年 2 月 27 日（水）～3 月 8 日（金）10 日間 3. 実施結果〈意見等の人数〉 12 人（39 件）	
3 月 12 日		【第 4 回】 経営計画（素案）に対する意見等の実施 結果について
3 月 26 日	【第 6 回】 議案第 18 号 経営計画（案）について 原案のとおり決定	

2 財団事務局検討体制及び検討状況

(1) 財団経営計画検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人未来創造財団（以下、「財団」という）の存在意義やあるべき姿を明確化し、財団の経営方針・目標を定めるとともに、財団の抱える課題解決に向けた方策を策定することにより、将来にわたり、区民から信頼され、持続可能な財団経営、組織運営を確立させるため、財団内に財団経営計画検討委員会（以下、「検討委員会」という）を設置し、その運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は前条の目的を達成するため、次の事項について所掌する。

- (1) 財団経営計画について必要な事項を調査、検討し、策定すること。
- (2) 財団経営計画の策定にあたり、新宿区並びに関係機関等との調整に要する事項を審議すること。
- (3) 第5条に規定する部会の進行管理に関すること。
- (4) 前3号のほか検討が必要な課題について検討すること。

(構成等)

第3条 検討委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、財団理事長とし、副委員長は、財団事務局長とする。
- 3 委員長は、検討委員会を主宰する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたときはその職務を代理する。
- 5 委員は、別表に定める者とする。

(会議)

第4条 検討委員会は委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは委員以外の者を出席させることができる。

(部会)

第5条 検討委員会は、部会を設置し、財団経営計画の策定に係る調査、検討について、下命することができる。

(事務局)

第6条 検討委員会の事務局は、経営課が担当する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成24年5月30日から施行する。

別表

理事長、事務局長、主幹、次長、参事、経営課長

(2) 検討委員会 委員名簿

委員長	永木 秀人	理事長
委員	藤牧 功太郎	事務局長
委員	鯨井 庸司	主幹
委員	諏訪 丹美	事務局次長
委員	蒔田 正夫	新宿歴史博物館館長
委員	鹿島 一雄	新宿文化センター館長
委員	遠藤 忠男	経営課長

(3) 課長会名簿

課長	遠藤 忠男	経営課
課長	岡崎 保	施設課
課長	世良 宣久	学習・スポーツ課
課長	河野 邦夫	子ども・地域課
課長	青木 修治	文化交流課
課長	守谷 賢一	学芸課
課長	斉藤 正博	観光課

(4) 作業部会 部員名簿

部会長	岡田 健一	学習・スポーツ課 課長補佐
副部会長	武富 直	学習・スポーツ課主任
副部会長	森田 康敬	文化交流課 課長補佐
事務担当	岸田 心	子ども・地域課 主任
事務担当	長尾 厚子	学芸課 課長補佐
部会員	桑島 祐介	経営課 主任
部会員	柳沢 克幸	経営課 主任
部会員	八木原 良貴	施設課 課長補佐
部会員	河原 達也	子ども・地域課 主事
部会員	関根 亮子	文化交流課 主事
部会員	毛利 聡	観光課 主任

(5) 分科会 部員名簿

第一分科会 コスト削減検討分科会	桑島 祐介	経営課
	安田 圭二郎	
	都丸 弘之	施設課
	関根 亮子	文化交流課
	長尾 厚子	学芸課
	猿田 いずみ	
第二分科会 収益アップ検討分科会	柳沢 克幸	経営課
	八木原 良貴	施設課
	武田 淳志	
	赤谷 英貴	学習・スポーツ課
	岸田 心	子ども・地域課
	嘉山 澄	
第三分科会 サービス向上検討分科会	川尻 智之	経営課
	武富 直	学習・スポーツ課
	河原 達也	子ども・地域課
	森田 康敬	文化交流課
	井口 匠	
	松永 悦子	学芸課
第四分科会 職場改善検討分科会	岡田 健一	学習・スポーツ課
	佐藤 雅彦	
	堀田 雄一	子ども・地域課
	樋口 遼太	文化交流課
	毛利 聡	観光課
	西方 里影子	

(6) 各会議検討実績・議事内容

開催日	検討委員会	課長会	作業部会・分科会
平成 24 年			
5月30日	【第1回】 1. 検討委員会設置要綱について 2. スケジュールについて 3. 経営コンサルタントの活用について 4. 検討手法について		
7月11日	【第2回】 1. 前研修について 2. コンサルタント委託業者選定について		
9月5日	【第3回】 1. 計画のアウトプットイメージについて 2. 検討体制について 3. 職員意識調査について		
9月26日	【第4回】 1. 作業部会部員の指名について 2. 作業部会の進め方について 3. 職員意識調査について		
10月1日			【作業部会 第1回】 1. 担当者選出 2. スケジュール確認 3. アウトプットイメージ
10月18日			【作業部会 第2回】 1. 現状分析について 2. 外部環境分析
10月29日			【作業部会 第3回】 1. 分析資料について 2. SWOT 分析
10月31日	【第5回】 1. 作業部会の進捗状況について 2. 勉強会の開催について 3. 作業部会のスケジュールについて 4. 理事会への報告について		
11月1日			【作業部会 第4回】 SWOT 分析
11月7日	【第6回】 1. 理事会への報告について 2. 検討課題等について 3. 分科会について		【作業部会 第5回】 1. SWOT 分析 2. 経営課題について 3. 経営理念について
11月15日			【作業部会 第6回】 1. SWOT 分析集約 2. 経営課題について 3. 経営理念について
11月21日	【第7回】 1. 作業部会中間まとめについて 2. 分科会について		

開催日	検討委員会	課長会	作業部会・分科会
12月5日	【第8回】 経営計画策定の今後の進め方について		
12月13日		【第1回】 1. 課長会の進め方について 2. 課長会の検討事項について	【分科会全体会 第1回】 1. 中間とりまとめ案の報告 2. 各会検討の進め方 3. 各会スケジュール確認
12月10日			【作業部会 第7回】 1. 中間とりまとめ案の検討 2. 経営理念について
12月27日			【作業部会 第8回】 中間とりまとめ案の検討
平成25年			
1月9日	【第9回】 経営計画策定の今後のスケジュールについて		
1月10日			【第一分科会 第2回】
1月11日		【第2回】 経営戦略及び実施プログラムについて	【第三分科会 第2回】
1月16日			【第一分科会 第3回】 【第二分科会 第2回】
1月17日			【第三分科会 第3回】 【第四分科会 第2回】
1月18日		【第3回】 経営戦略及び実施プログラムについて	【作業部会 第9回】 1. 経営理念について 2. 課長会・分科会の提出案確認
1月21日			【第四分科会 第3回】
1月23日			【第一分科会 第4回】
1月24日			【第二分科会 第3回】
1月30日		【第4回】 1. 経営戦略及び実施プログラムについて 2. スケジュールについて	
2月1日			【作業部会 第10回】 1. 経営理念について 2. 実施プログラム確認 3. 素案の確認
2月8日			【作業部会 第11回】 素案の最終確認
2月15日		【第5回】 経営計画素案について	
2月22日	【第10回】 1. 経営計画素案について 2. スケジュールについて		